

各務原市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(令和6年3月29日決裁)

各務原市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成20年4月1日決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の親が就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格を取得することを支援し、もってひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、給付金を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭の親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に児童（20歳に満たない者をいう。）を扶養している者をいう。
- (2) 訓練促進給付金 法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金又は法第31条の10において読み替えて準用する同号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。
- (3) 修了支援給付金 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金又は同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。
- (4) 給付金 訓練促進給付金及び修了支援給付金をいう。
- (5) 養成機関 第4条に規定する資格を取得するためのカリキュラムを有する機関をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、訓練促進給付金にあつては養成機関において修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）以後において、修了支援給付金にあつては修業開始日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 各務原市内に住所を有するひとり親家庭の親であること。

- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。
- (3) 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、次条に規定する資格の取得が見込まれる者であること。
- (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (5) 支給を受けようとする給付金と同一の給付金を過去に受給していないこと。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

（対象資格）

第4条 給付金の支給の対象となる資格は、就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格であって、養成機関において6月以上のカリキュラム（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合にあつては、情報関係の資格又は講座に限る。）の修業が予定されている資格とする。

（支給期間等）

第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支給対象者（次号に掲げる者を除く。）が修業する期間に相当する期間（当該期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。
 - (2) 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、看護師養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない期間とする。
- 2 訓練促進給付金は、第7条第1項の規定による申請のあった日の属する月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までの間、月を単位として支給するものとする。
- 3 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。ただし、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、看護師養成機関で修業する場合には、原則として当該看護師養成機関の修了日を経過した日以後に支給するものとする。

（給付金の額）

第6条 訓練促進給付金の額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29

年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金又は法第31条の10において読み替えて準用する法第31条に規定する父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)月額10万円。ただし、養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間)にあっては、月額14万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万5000円。ただし、養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間)にあっては、月額11万5000円

2 修了支援給付金の額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 2万5,000円

(訓練促進給付金の支給申請等)

第7条 訓練促進給付金の支給を受けようとする者は、修業を開始した日以後に、次に掲げる書類を添付した高等職業訓練促進給付金支給申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

(1) 支給の申請をする時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その緊急性及び必要性を考慮して内容を審査し、訓練促進給付金の支給の可否を決定するものとする。

- 3 市長は、訓練促進給付金の支給を決定したときは高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（様式第2号）により、支給をしない決定をしたときは高等職業訓練促進給付金等支給申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による支給の決定を受けた者は、その支給を受けようとする月に係る高等職業訓練促進給付金請求書（様式第4号）を、原則として各支給月の前月20日までに市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該申請を行った者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。
- 6 訓練促進給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、養成機関におけるカリキュラムを修了したときは、修了日から起算して14日以内に、高等職業訓練修了報告書（様式第5号）に当該養成機関の発行する修了証明書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、修業状況及び修業期間について審査し、高等職業訓練促進給付金の額の確定通知書（様式第6号）により当該受給者に通知するものとする。

（修了支援給付金の支給申請等）

第8条 修了支援給付金の支給を受けようとする者は、修了日から起算して30日以内に、次に掲げる書類を添付した修了支援給付金支給申請書兼請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

- (1) 修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、修了支援給付金の支給の可否を決定するものとする。
- 3 市長は、修了支援給付金の支給を決定したときは高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書により、支給をしない決定を行ったときは高等職業訓練促進給付金等支給申請却下通知書により、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により支給の決定をしたときは、速やかに当該申請を行った者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（受給者の状況の確認等）

第9条 市は、受給者が養成機関に在籍していることを確認するため、当該受給者に対し、定期的に次に掲げる報告等を求めるものとする。

- (1) 養成機関の長による証明を受けた修業状況報告（様式第8号）
- (2) 修得単位証明書の提出
- (3) その他給付金の支給に関して市長が必要と認める報告等
（受給資格の変更又は喪失の届出等）

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事由が発生した日から起算して14日以内に高等職業訓練促進給付金受給資格変更・喪失届（様式第9号）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 第3条に規定する支給対象者に該当しなくなった場合
- (2) 受給者が属する世帯の市町村民税の課税状況に変更があった場合
- (3) 受給者の属する世帯を構成する者に異動があった場合

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査する。

3 市長は、受給者が支給対象者に該当しなくなったと認める場合は、その支給決定を取り消し、遅滞なく、高等職業訓練促進給付金支給取消通知書（様式第10号）により、当該受給者に通知するものとする。

4 市長は、受給者に支給の決定をした内容に変更があったと認める場合は、支給額等の変更を決定し、遅滞なく、高等職業訓練促進給付金変更支給決定通知書（様式第11号）により、当該受給者に通知するものとする。

（支給決定の取消等）

第11条 市長は、受給者が虚偽その他不正な行為により給付金の支給を受けたと認めるときは、給付金の交付の決定を取り消すものとする。

（関係機関等との連携）

第12条 市は、養成機関、就業関係機関及び母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなどひとり親家庭の親の就業を支援するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の各務原市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。